

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 飯能市

市税業務につきましては、日頃からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

償却資産（事業用資産）は、土地、家屋とともに固定資産税の課税対象になる資産のひとつで、地方税法第383条の規定により 1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産を申告していただく必要があります。 この手引きをご参照の上申告書を作成し、期限までにご提出ください。

なお、償却資産の増減、該当資産がない場合も申告書の提出が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

提出期限：令和7年1月31日（金）

申告書の提出期限が近くなりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

提出先・お問合せ先 飯能市役所 財務部 資産税課（本庁舎1階）

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

TEL 042（973）2113（直通）

FAX 042（986）5084

メール sisanzei@city.hanno.lg.jp

※窓口の混雑を緩和するため、可能な限り郵送又は電子申告（eLTAX）でご提出ください。

※申告書を郵送される方で、控えの返送をご希望の場合は、返信先を明記した封筒に切手を貼付の上同封してください。

※飯能市のホームページから、償却資産申告書、種類別明細書、各種申請用紙をダウンロードできます。

URL <https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/zaimubu/shisanzeika/syokyaku/6168.html>



QRコード

目次

I 償却資産について

償却資産とは	P 1
償却資産の具体例	P 1 ～ 2
家屋と償却資産の区分	P 2 ～ 3

II 申告について

申告していただく方	P 3
申告の方法	P 3
提出書類	P 4
電子申告（eLTAX）について	P 4

III税額の算出方法	P 4 ～ 5
------------	---------

IV非課税・減免・課税標準の特例	P 5
------------------	-----

Vその他留意事項	P 6
----------	-----

VI申告対象となる償却資産の例	P 7
-----------------	-----

VII償却資産申告書の記載方法	P 8
-----------------	-----

VIII種類別明細書

（増加資産・全資産用）の記載方法	P 9
------------------	-----

IX償却資産細目一覧表

（減少資産用）の記載方法	P 1 0
--------------	-------

I 償却資産について

償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権、電話加入権、その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます（地方税法第341条第4号）。
※自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車等は、申告する必要はありません。

償却資産の具体例

（資産の区分）

種 類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
1.構 築 物	門、塀、舗装路面、煙突、焼却炉、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は工作物等
2.機 械 及 び 装 置	工作機械、電気機械、土木機械、建設機械、印刷機械、搬送装置、その他物品の製造、加工修理等に使用する機械及び装置等
3.船 舶	ボート、釣船等
4.航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5.車両及び運搬具	フォークリフト・自転車・リヤカー・トロッキ、ブルドーザー、パワーショベル等（自動車税、軽自動車税を課せられているものを除く）
6.工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、コピー、医療機器、音響機器、計量器、理容又は美容機器、看板、エアコン、自動販売機、貸衣裳、厨房用品、型、取付工具、切削工具、測定工具、雑工具、美術品等

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、還元機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
浴場業	温水器、濾過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

家屋と償却資産の区分

固定資産税において、家屋（建物）に取り付けられている建築設備は、家屋として評価するものと償却資産として申告が必要なものに区分します。

○家屋として評価するもの

- ・家屋の所有者が施工した附属設備で「家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの」（償却資産として申告する必要はありません。）

○償却資産として申告が必要なもの

- ・構造的に家屋と一体になっていないもの
- ・特定の生産や業務の用に供されるもの
- ・独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- ・顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの
- ・賃借人（テナント）等がその借用建物に施工した内装・造作

Ⅱ 申告について

申告していただく方

令和 7 年 1 月 1 日現在、飯能市内に償却資産を所有されている方

申告の対象となる資産

- (1) 令和 7 年 1 月 1 日現在で事業の用に供しているもの（簿外資産、償却済資産を含む。）。
- (2) 遊休資産（未稼動資産を含む。）で稼動可能な状態にあるもの。
- (3) 他の事業者に事業用の資産として貸し付けているもの。
- (4) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等であるもの。
- (5) 取得金額が 20 万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの。

※ただし、以下の①、②は申告の対象となりません。

①取得価額が 10 万円未満の償却資産で税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの

②取得価額が 20 万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して 3 年間で償却し一括して損金又は必要な経費に算入されたもの

※取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産は申告の対象となりますので、ご注意ください。

申告の方法

○一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告してください。なお、増加又は減少が無い方も、その旨を備考欄に記載の上、申告してください。

○電算処理方式

令和 7 年 1 月 1 日（賦課期日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

提出書類

	申告の有無	資産の有無等	提出書類
一般方式	初めて申告される方	該当する資産がある	申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
		該当する資産がない	申告書
	今までに申告されたことのある方	資産の異動がない	申告書
		増加資産がある	申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
		減少資産がある	申告書、償却資産細目一覧表
		増加・減少資産がある	申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用） 償却資産細目一覧表
		廃業・移転等	申告書
電算処理方式			申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）

電子申告（eLTAX）について

固定資産税（償却資産）について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を通じて、インターネットを利用した電子申告の受付も行っています。詳しくはeLTAX のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

Ⅲ税額等の算出方法

○償却計算、評価額（決定価格）、課税標準額、年税額、免税点について

・償却計算

耐用年数、取得時期、取得価額が計算要素となり、定率法による減価率を用いて控除額を算定します。定率法以外の方法（定額法等）で償却計算されたものは、定率法に直して計算します。

・評価額（決定価格）

前年中に取得された償却資産は、当該資産の取得価額を基準とし、前年前に取得された償却資産は、当該資産の前年度の評価額を基準として、耐用年数に応じた償却計算を考慮して評価額を求めます。

・課税標準額

償却資産の評価額を基に課税標準の特例を考慮して求めます。特例の適用がない場合は、評価額と同じになります。

・年税額

課税標準額の合計（千円未満切り捨て）に1.4％を乗じます。

・免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合には固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

※償却資産は、土地、家屋と異なり、都市計画税は課税されません。

○償却資産の評価額、税額の求め方と計算例（飯能市に土地、家屋の所有がない場合）

＜評価額の求め方＞

前年中に取得された償却資産	前年前に取得された償却資産
価格(評価額) = 取得価額 $\times (1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2})$	価格(評価額) = 前年度の価格 $\times (1 - \text{減価率}) \cdots (a)$

算出した（a）により求めた額が、（取得価額 $\times 5\%$ ）よりも小さい場合は、（取得価額 $\times 5\%$ ）により求めた額を価格とします。

＜税額の求め方＞

課税標準額（価格）（千円未満切り捨て） $\times$ 税率 = 税額（百円未満切り捨て）

（課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません）

＜計算例（概算）＞

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額
舗装路面 （コンクリート敷）	令和6年 6月	3,100,000円	15年	0.142	$3,100,000 \text{円} \times (1 - 0.142 \times \frac{1}{2}) = 2,879,900 \text{円}$ （令和7年度評価額）
自動販売機	令和5年 11月	500,000円	5年	0.369	$500,000 \text{円} \times (1 - 0.369 \times \frac{1}{2}) = 407,500 \text{円}$ （令和6年度評価額） $407,500 \text{円} \times (1 - 0.369) = 257,132 \text{円}$ （令和7年度評価額）

$2,879,900 \text{円} + 257,132 \text{円} = 3,137,032 \text{円} \rightarrow 3,137,000 \text{円}$ （千円未満切り捨て）

$3,137,000 \text{円} \times 1.4\% = 43,918 \text{円} \rightarrow 43,900 \text{円}$ （百円未満切り捨て）

（課税標準額）（税率）（税額）

IV 非課税・減免・課税標準の特例

非課税

固定資産税の非課税資産については、地方税法第348条等に定められています。
なお、非課税の適用を受けようとする場合は、「固定資産税 非課税規定の適用申告書」に資料を添付の上、提出してください。

減 免

資産が災害などにより著しく損傷を受け、償却資産としての利用価値を減じた場合、市の条例により、固定資産税を減額又は免除する制度です。減免を受けようとする場合は、「減免申請書」に資料を添付の上、提出してください。

課税標準の特例

課税標準の特例（課税標準額を減額すること）については、地方税法第349条の3及び附則第15条等に定められています。特例の適用を受けようとする場合は、適用条件を参照いただき、「課税標準の特例に関する届出書」に資料を添付の上、提出してください。

○わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

課税標準の特例に関して、市町村の判断により条例で特例割合を決定できる制度です。詳しくはホームページ

（URL <https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/zaimubu/shisanzeika/tokurei/821.html>）

をご覧ください。



QRコード

V その他留意事項

○修正申告について

一度申告をされた後、申告漏れ等で訂正が生じた場合には、速やかに修正申告をしてください。申告漏れなどの場合、申告した年度だけでなく資産を取得した年の翌年度まで（最大5年間）遡って課税することとなります。

○実地調査協力をお願い

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、地方税法354条の2に基づき所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査等により、申告の誤り等が判明した場合は、申告した年度だけでなく資産を取得した年の翌年度まで（最大5年間）遡って課税をすることとなります。

○国税との相違点について

項 目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定額法か定率法の選択方式	定率法のみ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（ $\frac{1}{2}$ ）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	場合により合算・区分	全て区分評価

○法人の決算期以後の異動分について

法人の場合、事業年度の末日が償却資産の賦課期日（1月1日）と異なる場合、決算期までの異動分に、さらに、その後1月1日までの異動分を合算して申告してください。

○個人番号・法人番号の記入について（マイナンバー制度）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）によって指定された個人番号又は法人番号を記入して申告してください。詳しくはP8 償却資産申告書の記載方法をご覧ください。

※個人番号を記載した申告書を提出する場合は、マイナンバー法の定める本人確認書類（マイナンバーカード又はマイナンバーが分かるもの及び公的機関発行の顔写真付の証明書類）をお持ちください。

※申告書に印字された法人番号に誤り等がございましたら、大変お手数をおかけしますが、ご連絡くださいますようお願いいたします。

○無申告、虚偽の申告について

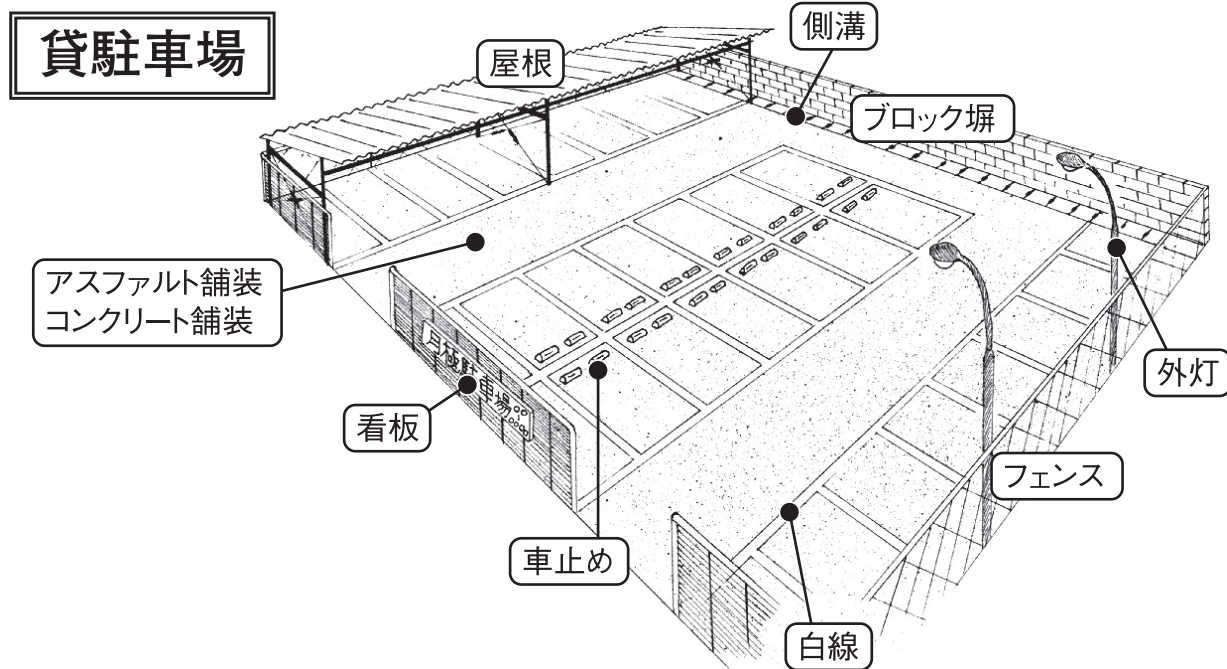
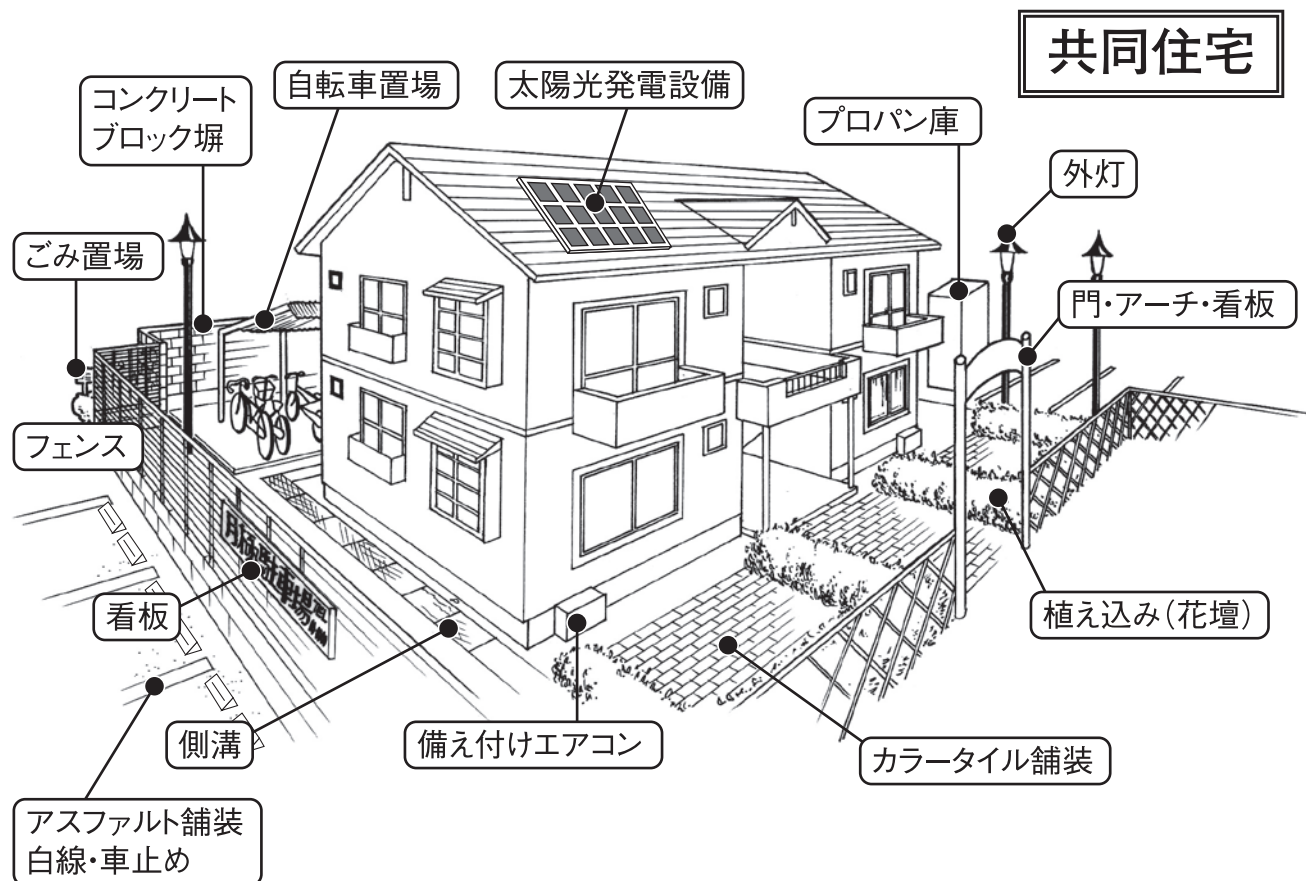
正当な理由なく申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、過料を科されることがあります。

<提出前にご確認をお願いします>

- ☐ 飯能市に所在する資産ですか
- ☐ 種類別明細書（資産の名称、種類、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数）の記載漏れはありませんか
- ☐ 電算処理方式の方は、種類別明細書も添付していますか
- ☐ 申告に応答される方の連絡先の記載漏れはありませんか
- ☐ 決算終了後から取得した資産を含めていますか

VI申告対象となる償却資産の例

以下に例示している事業用資産は、償却資産（固定資産税）の対象となりますので、申告をお願いします。



Ⅶ償却資産申告書の記載方法

◎印字している内容に修正がある場合は、変更箇所抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

申告年月日を記載してください。

令和 7 年 1 月 10 日

受付印

(あて先) 埼玉県飯能市長

令和 7 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

3 所有者の個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記入してください。
(個人番号を記入する場合は左側を一文字空けてください)

4 事業の種目を具体的に記入してください。
(二つ以上の場合は主な事業種目)
法人の場合、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

6 この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号を記載してください。

8~14 該当する方を「○」で囲んでください。

7 経理を委託している場合は税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

15 飯能市内に、2以上の事業所等、資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を「○」で囲んでください。

16 該当する方を「○」で囲んでください。
(有の場合、貸主の住所、氏名、電話番号を記入してください。)

17 該当する方を「○」で囲んでください。

資産の種類	取				得				償				額			
	前年取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)					計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十		百	千
1 構築物			600	000			600	000			2950	000			2950	000
2 機械及び装置			1600	000											1600	000
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品			800	000			100	000			910	000			1610	000
7 合計			3000	000			700	000			3860	000			6160	000

26号様式記載要領

「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を一文字空けて記載すること。

18 備考(添付書類等)

該当する項目に○をつけてください。(複数回答可)

① 資産の増減あり

2. 資産の増減なし

3. 種類・名称等の変更あり

4. 該当資産なし

5. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

19 電算処理方式により申告される方は必ず記載してください。
(※電算処理方式ではない方は記載の必要はありません。)

20 1~5の該当する項目を「○」で囲んでください。(複数選択可)

・納税管理人を定めている場合、その住所、氏名を記載してください。

・前年中に住所、氏名等に異動があった場合の異動年月日、旧住所、旧氏名等を記載してください。

・非課税資産、課税標準の特例資産を所有している場合は、適用条項等を記載してください。

・新たに申告書の送付先を指定する場合は、送付先を記載してください。

Ⅷ種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

- ◎今までに申告されたことがある方は、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に新たに取得した資産及び申告漏れの資産を記載してください。
- ◎飯能市に初めて申告される方は、令和7年1月1日現在で市内に所有している全資産をご記入ください。

資産の種類

該当する資産の種類を数字で記入してください。

- 構築物……………1
- 機械及び装置……………2
- 船舶……………3
- 航空機……………4
- 車輛及び運搬具……………5
- 工具、器具及び備品……………6

数量

資産の数量を記載してください。

取得年月（年号、年、月）

資産を実際に取得した年月を記載してください。
なお、年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

この種類別明細書（増加資産・全資産用）について3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

資産コード

記入は不要です（こちらで付番します）。

資産の名称等

資産の名称等を漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字で記載してください（20字以内）。

取得価額

○事業用償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額をいいます。すなわち、当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他であって資産をその用途に供するために直接要した費用の額等を含めた合計額を記入してください。
○いわゆる圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価額に含めて記入してください。
○改良費の支出があった場合は本体と別にし、ひとつの資産として記入してください。（耐用年数は本体と同じ）

摘要

当該資産について、次のような事項を記載してください。
○課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第349条の3第1項）
○短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
○増加償却を行っている資産についてはその旨の表示

令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

* 所有者コード *		(記入は不要です。)		所有者名 株式会社 税務 オート										/ 枚のうち / 枚目	
行番 号	資産の 種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 (イ)	耐用年数 (ロ)	減価残存率 (ハ)	価額 (ヘ)	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	1		広告塔	25	6	3	300,000	10	0.0					02	
02	1		内装費	15	6	4	2,500,000	10	0.0					02	
03	1		看板	15	6	4	150,000	10	0.0					02	
04														12	
05	6		エアコン	15	6	4	380,000	6	0.0					02	
06	6		ロッカー	15	6	4	150,000	15	0.0					02	
07	6		洗濯セット	14	23	5	230,000	5	0.0					04	※取壊し場より
08	6		テレビ	14	22	8	150,000	3	0.0					04	申告忘れ
09														12	
10														34	

電算処理方式により申告される方は必ず記載してください。
（※電算処理方式ではない方は記載の必要はありません。）

Ⅹ償却資産細目一覧表（減少資産用）の記載方法

- ◎令和6年1月2日から令和7年1月1日までに異動（減少又は修正）した資産について記載してください。
- ◎記載されている資産について、変更がない場合は提出の必要はありません。
- ◎前年度までに申告いただいた内容により作成されています。
（※今回初めて申告される方には送付しておりません。）

＜資産の全部が減少した場合＞
該当資産を抹消線で消してください。

＜資産の一部が減少した場合＞
該当資産の数量・取得価額等を抹消線で消し、
余白に減少後の数量・取得価額を記載してください。

＜資産の一部を修正する場合＞
該当資産の変更箇所を抹消線で消し、余白に
修正内容を記載してください。

前年度の資産（昨年申告分）
令和7年1月1日現在

償却資産細目一覧表

資産番号	種類	資産の名称等	数量	取得時期 年号	年	月	耐用 年数	取得価額 (円)	特例 非課税
1	00100001	1	1	3	61	9	10	500,000	
2	00100002	1	1	3	61	12	10	100,000	
3	00200001	2	2	4	1	6	15	1,600,000	
4	00600001	6	1 1/2	4	7	6	5	100,000 200,000	
5	00600002	6	1	4	18	8	5	200,000	
6	00600003	6	1	4	22	4	5	400,000	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

種類
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

取得時期の年号
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和
特例・非課税
特. 特例 非. 非課税

氏名
株式会社 税務オート
所有者コード 12345678 1 ページ

資産番号	種類	資産の名称等	数量	取得時期 年号	年	月	耐用 年数	取得価額 (円)	特例 非課税
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

（提出用）